

平成29年1月27日

## 新たな自殺総合対策大綱の在り方について(意見)

日本司法書士連合会  
市民の権利擁護推進室副室長  
常任理事 小澤吉徳  
自死問題対策部会長  
理事 長田弘子

自殺総合対策大綱の見直しにあたり、次のとおり意見を述べる。

論点1 関連施策の有機的な連携を図り、総合的な自殺対策を推進していくため、また、

論点2 地域レベルの実践的な取組のさらなる推進を図るため、以下の取組が必要である。

1. 地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築するための中心的役割を果たす存在として、「コーディネータ」を全国一律に配置すべきと考える。すなわち、ゲートキーパーからハイリスク者の支援(様々な危険因子の排除)に必要な団体・諸機関等への「つなぎ役」として、都道府県及び政令指定都市内の福祉事務所、保健所等に「コーディネータ(保健師、精神保健福祉士等)」を配置する。

現在は、「コーディネータ」が不在であり、ハイリスク者への対応は支援者の力量に任せられている面があるが、ハイリスク者からの相談は多様であり、「コーディネータ」を適切に配置し、「つなぎ役」として機能することにより、誰もがゲートキーパーとして支援にかかわり、関連施策の有機的な連携を図り、また地域レベルの実践的な取組をさらに推進することができるのではないかと考える。

「コーディネータ」の原則的な役割は次のとおりである。

- 1) 「コーディネータ」は、地域内の様々なゲートキーパーからハイリスク者の情報を得て、個々のハイリスク者の状態に応じた支援(寄添い型支援、必要な窓口への同行支援、アドバイス型支援)と地域内の「つなぎ役」として中心的な役割を果たす。
- 2) 「コーディネータ」は、多職種の専門職能者が業務の中でハイリスク者と出会った場合、専門職能者からの要請に応じて、専門職能者とハ

イリスク者に対する必要な支援を協働で行う。

3)「コーディネータ」は、自治会等の協力を得て個々のハイリスク者の状態に応じて、ハイリスク者が地域内で「孤立」すること防ぐために、生活再建・見守り支援に必要なマネージメントの策定を行う。

## 2. 高齢者問題への取組

我が国は、超高齢社会により、老老介護、独居世帯の増加による地域内での「孤立」、最低の水準に満たない生活苦、認知症問題、災害弱者として「孤立」など、高齢者にとって生きづらい社会となっている。このことから、高齢者の自殺者数の増加も懸念されるために、自殺総合対策においても様々な社会問題から派生する懸念を想定して施策を講じるべきと考える。

## 3. 依存症問題への取組

我が国では、ギャンブル、アルコール、インターネット等様々な依存症被害があり、存症者の希死念慮の高さ、そのハイリスク者に対するケアの必要性は、多重債務問題に関わっている当連合会としては痛感しているところである。

よって、依存症対策についても、施策を講じるべきと考える。

論点3 過重労働を始めとする勤務問題による自殺対策について、さらに何が必要か。

中小零細企業・自営業者における被雇用者に対するメンタルチェックや、メンタルの問題を抱えた被雇用者に対するリ・ワークのための業務を行うことを、国の支援事業として、より積極的に取り組むことを検討すべきと考える。